

改 正 後	改 正 前																																				
個④036-2 所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の（認定・却下）通知書（様式中アンダーライン省略） 第 号 平成 年 月 日 殿 国税局長 所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の 通知書 あなたが平成 年 月 日付でされた所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請については、次のとおり しましたので通知します。 認定した特別な償却率による償却費の額の計算は、平成 年分の所得税について適用することができます。 <table><thead><tr><th>資 産 の 種 類</th><th>構造又は用途</th><th>細 目</th><th>名 称</th><th>採用しようとする償却率</th><th>認定、却下の 区 分</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (理 由) () 枚のうち () 枚目	資 産 の 種 類	構造又は用途	細 目	名 称	採用しようとする償却率	認定、却下の 区 分																															(新設)
資 産 の 種 類	構造又は用途	細 目	名 称	採用しようとする償却率	認定、却下の 区 分																																

改 正 後	改 正 前
不服申立て等について 氏 名 _____ 殿 【不服申立てについて】 ○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に_____ 国税局長に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、_____国税不服審判所首席国税審判官） に対して審査請求をすることができます。 ○ 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きま す。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立 てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して 審査請求をすることができます。 【取消しの訴えについて】 ○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査 請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができ ます。 ○ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。 ○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日 から起算して1年を経過したときは、提起することができません。 ○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当 するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。 （1）審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 （2）更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国 税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。 （3）異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため 緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 （ ）枚のうち（ ）枚目	（新設）

改 正 後	改 正 前
所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の（認定・却下）通知書 1 作成目的 この通知書は、減価償却産の特別な償却率の認定申請の認定又は却下の通知をする場合に作成する。 2 記載要領等 この通知書の各欄は、次により記載する。 (1) 標題の「所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請の 通知書」欄の空欄には、通知の内容に応じて「認定」又は「却下」と記載する。 (2) 本文の中の空欄となっている箇所には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請書」の提出年月日及び通知の内容に応じて「認定」又は「却下」の文字を記載する。 (3) 「資産の種類」欄から「認定、却下の区分」欄までの欄には、「所得税の減価償却資産の特別な償却率の認定申請（認定、却下）決議書」の該当欄に記載されている事項を移記する。 (4) 「(理由)」欄には、却下又は申請と異なった内容の認定をする場合に、その却下又は認定を相当とするに至った理由を具体的に記載する。 3 教示文 却下又は申請と異なった内容の認定をする場合に、「不服申立てについて」の項について、「 国税局長」及び「 国税不服審判所首席国税審判官」の空欄には、この処分を行う国税局名及び国税不服審判所の支部名をそれぞれ記載する。 なお、申請どおりの認定をする場合には、教示文は送付しないことに留意する。	(新設)